

2016年度大阪府交渉（第二日目）の結果概要

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会（障連協）と大阪府との交渉（2016年7月1日実施分・団体側参加68人）の結果概要（速報）は以下の通りです。

1. 障害児学校の現在の過大・過密を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために支援学校を建設してください。
①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への建設計画を早急に策定してください。

【基本回答】

平成27年度に枚方、むらの高等支援、西浦支援学校が開校し、学校施設整備方針に基づく整備が完了した。今年度から大阪市立特別支援学校12校が府に移管されたことにより、府内全域の児童生徒数の将来推計を行った上で今後のありかたについて検討する。

【質疑】

○東大阪では全会一致で意見書も採択された。保護者との懇談の場を持ってほしい。

・PTA・学校長を通して要望をあげていただきたい。

○八尾・西浦支援学校の実情についてどのように把握しているのか。適正規模がどのくらいと考えているのか。東大阪市議会の意見書採択については承知しているのか。

・八尾支援学校は年々児童生徒数が増えており、環境整備について関係課と協議しつつ対応を進めている。西浦支援学校については開設当初から過大過密状況がありその中で教育支援の面で充実するよう環境整備をすすめている。平成4年に学校教育審議会が適正規模を150人から200人と示したが、それは当時の数字でありその後、吹田支援学校の建設等ハード面の整備と合わせ副校長の配置等ソフト面での対応も進めてきた。現時点では明確に適正規模を定めていないが300人程度と想定している。現在それを上回る規模となっている学校があることも事実であり、その対応が求められているものと考えている。東大阪市議会の動向について現在資料を持ち合わせていない。

○東大阪の関係者とこんだんを持っていただきたい。

○将来推計のスケジュールを明らかにしていただきたい。

・様々な条件・課題を把握しつつ検討を進めるということで、推計の方法や内容等を検討しているところであり、現時点でスケジュールが定まっているということではない。

○学校整備計画は含まれていないのか。

・様々な視点・ポイントがあるので様々な観点から検討するということだ。

②堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。また上神谷支援学校に高等部を設置するよう、堺市と協議するなど、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。

【基本回答】

平成29年度から、堺市上神谷中学校、福泉中学校、鳳中学校の校区に在住する児童を和泉支援学校から泉北支援学校の校区に変更した。

【質疑】

○高等部の過密課題はこれからも進んでいく。政令市である堺市の中には、堺支援学校と泉北支援学校の2校しか整備されていない。西浦支援学校に通わないといけない状況は今も変わらない。

○西浦支援学校の整備にあたり堺支援学校との関係はどうなっているのか。パソコン等の備品整備はどうなっているのか。

・それぞれを比較して全く同一とすることは難しいが、不利とならないよう調整を行って

いる。

③泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある支援学校を建設してください。

【基本回答】

泉南地域・北河内地域には、肢体不自由支援学校として岸和田支援学校、交野支援学校を設置している。新たな肢体不自由支援学校の建設計画は現在のところない。

【質疑】

○北河内に肢体不自由児校を建設していただきたい。通学バスも長時間乗車となっている。
・在籍児童生徒数が微増であることから、新たな整備計画はないが、通学バスの長時間乗車等で児童や保護者の負担となっていることは認識している。各学校から状況を聞き取りながら通学時間の短縮に向けて努力しているところだ。

④交野支援学校四條畷校は、知的障害支援学校の分校ではなく本校として整備してください。そして、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備・トイレの改修、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。

【基本回答】

府立交野支援学校四條畷校については、府立支援学校施設整備基本方針に基づく整備完了までの仮校舎として整備したが、基本方針に基づく枚方支援学校が開校したものの府内の知的障害支援学校の児童生徒は増加しており、当面分校として存続させることとした。今後とも必要な対応を行ってまいりたい。自校調理給食・直営バスの配置は予定していない。

【質疑】

○大阪府全体を見ても過密課題は解消されていない。仮の学校としていつまでも放置していることは問題だ。分校を本校として整備してしっかりと機能させていただきたい。
・交野支援学校四條畷校については府立知的障害支援学校の児童生徒増に対応するため、枚方支援学校が開校された後も引き続き分校として継続するが、恒久的に活用していくことは考えていない。昨年度児童数115名、今年度125名と微増であり、今後も分校としての対応を進めていく。府内全域を視野に入れて計画的に整備を図っていきたい。

⑤障害児学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。

【基本回答】

府立支援学校の通学校区割りにについては施設規模、通学時間等を考慮して広域的な観点から整備している。今後、府に移管した市立特別支援学校も含めた通学割として、総合的に判断してまいりたい。

【質疑】

○通学区域割りの変更は一方的に行うのではなく、中学部への進学時等にあわせて通学者にも選択肢を与えていただきたい。

・福祉圏域を超えての通学区域の設定については、非常に難しい状況が生じていることについては認識している。通学区域の設定は広域的に設定しているので、全体の状況については大阪市も含めて全域を、再推計を行い検討していくこととしており、現状においてすぐに着手できるということではないが、改善に努めていきたい。

○堺市の子が大阪市の学校に通うことも想定しているのか。

・検討状況については明らかにできる段階ではない。

○在籍途中での転校への不安等が出されているかどうか。

・学校長から実情をお聞きし対応してまいりたい。

⑥児童生徒数の増加や校舎の老朽化などによる障害児学校の教育環境整備を充実してください。

さい。

【基本回答】

児童生徒の増加に対応するためにこれまでも分校の開校や新校整備にあわせ、教育環境の整備を行ってきたところだ。今後も教育環境の整備については学校長を通じて必要な対応を図っていく。

⑦支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないよう文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。

【基本回答】

学校教育法施行規則 118 条では、設置基準等について「この章に定めるものの他別に定める」とされているが、現時点では設備基準は定められていない。平成 23 年 3 月設備整備指針を改定し特別支援教育を推進するための指針を定めたところであり、これらの指針に基づき環境整備に努めている。多様な施設設備が必要とされることや、在籍児童の障害の状況に応じて柔軟な対応が可能としなければならないことから、基準を設けていないこととしている。

⑧学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修を早急に実施してください。

【基本回答】

府立学校施設の耐震化については平成 28 年 3 月末までにすべての学校について完了している。築年数が古く老朽化が進んでいる学校については屋上防水等の大規模改修を順次行っている。

⑨同一敷地内に 2 つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

【基本回答】

高等支援学校を同一敷地内に併設する支援学校における選抜時の休校扱いについては、静ひつつかつ公正な環境で選抜試験を行うためにご理解いただきたい。

3. 後期中等教育を拡充してください。

①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、たまがわタイプの高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。

【基本回答】

卒業時の就職者数と率については、平成 24 年度・234 人・24.3%、平成 25 年度・239 人・25.1%、平成 26 年度・258 人・25.6%となっている。玉川高等支援学校、鳥飼高等支援学校の卒業時の就職者数と率は、平成 27 年度、玉川高等支援学校 88.6%、鳥飼高等支援学校 73.7%となっている。離職した場合には、居住地のハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながらアフターフォローを行っている。

【質疑】

○職場ではどのような環境の下で働いているのか等、教育委員会としてもしっかり把握してほしい。

・ネットワーク構築に向けて努力していきたい。

②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめるために、

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などの導入をはじめ、通級指導教室の設置を行なってください。

【基本回答】

平成23年度より、すべての高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、支援が必要な児童が在籍する学校に支援員等を配置している。自立支援推進校等4校をサポート校として、巡回相談や研究授業の開催等により、自立支援推進校等で培われた教科指導等のノウハウを府立高校全体に普及している。通級指導教室の整備については、国の動向を見ながら検討してまいりたい。

③支援学校高等部に希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。

④福祉事業型専攻科の実態を府教委として把握し、専攻科の設置を含めた移行期の支援教育のあり方について研究してください。

⑤知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。

【基本回答】

平成20年7月1日の学校教育審議会答申や第四期障害者基本計画、大阪府教育振興基本計画において、障害のある子どもたちの自立と社会参加の促進に向け支援体制の充実に努めることとしている。支援学校の高等部では障害の状況を踏まえることはもちろんのこと、各教科で学びを深めるとともに職業意識の確立、実践的な職業教育の充実など自立に向けた取り組みを進めている。社会参加と自立を促進するため、卒業後を見すえ、関係機関等と連携し地域におけるネットワークを図りながら、実習先・就業先の開拓を進めている。視覚支援学校・聴覚支援学校以外の支援学校に専攻科を設置する予定はない。今後とも児童生徒の自立を目指す教育を進めていく。

○専攻科の設置はまったく考えていないのか。

・専攻科を求める全国的な大きな流れがあるというわけではない。公教育だけで見ていくのではなく、社会教育もふくめ地域の社会資源とどのように連携していくかが課題となっているものと考えている。

○選択肢を広げていただきたい

・高等部段階での生徒たちの学びの場が広がってきている。高校の中にも自立支援コースがあり共生推進教室もある。その先、専門学校・大学で学んでいる生徒もいる。小学部段階から様々な学びの場が広がっている。

○韓国では専攻科を設置している。福祉事業を活用した学びの場が35カ所まで広がっている。そのような実態を把握しつつ設置について検討していただきたい。自分の進路を自分で選べるような機会を保障していただきたい。

4. 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行ってください。

①標準法は最低基準であるという認識に立ち、標準法を下回っている学校については早急に改善するとともに、標準法を見直し、児童生徒の実態に見合った教職員の増員をしてください。引き続き国に標準法改善を強く働きかけるとともに、当面、府独自で幼・小・中学部の教職員定数の乗数を、学校入学期に鑑み、幼稚部・小学部は学級数にかかわらず学級数×2に、中学部は5学級以上の場合にも学級数×2にしてください。とりわけ国の定数改善への働きかけの具体的内容を以下のとおり行ってください。

ア) 重複学級については、「重度・重複学級」と改め、3人を標準として情緒障害などや医療的ケア必要児の位置づけなどを考慮して対象児の規定を設け、学級編制を行ってください。

イ) 幼稚部については、4、5歳児学級を1学級5名編制とし、3歳児学級を1学級3名編制としてください。

【基本回答】

学級編成にあたっては、年度ごとに学校長を通して適切に行ってきた。法令の趣旨や児童生徒の障害の状況を踏まえ、総合的に配慮できるよう努めてまいりたい。

ウ) センターの機能を担う教員定数を当面学校あたり複数配置としてください。

【基本回答】

国に改善を求めています。

13. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

イ) 障害児学級の編制基準を府独自で改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

【基本回答】

小中学校の支援教育の充実を図るため、障害種別の学級編成に努めている。昨年度、小学校で222学級、中学校73学級、合計295学級の増設置を行った。介助員制度に見合った教員増は困難だが、引き続き障害別の学級設置を促進し、国に対してもその充実について求めていく。標準法に則り状況に応じて学級編成を行うよう努めてまいりたい。

4. 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した、手厚い教育を行ってください。

⑤聴覚障害の教職員を採用してください。そして聴覚支援（ろう）学校幼稚部にも聴覚障害の教職員を採用、配置してください。教員免許法の改定により聴覚障害（ろう）児教育の専門性が損なわれないよう、必要な措置を講じてください。また、聴覚障害の教職員の採用の際には、教職員との情報伝達手段の確立のための合理的配慮を行ってください。

【基本回答】

障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、平成14年度採用選考から身体障害者を対象とする選考区分を設けるとともに、受験上の様々な配慮を行っている。平成28年度1名の聴覚障害のある教職員を採用した。障害を有する教職員が勤務する学校においては校内の協力体制等について対応をいただいているところだ。事務職員についても身体障害を対象とした選考を行っている。技術職員については退職不補充による定数削減を行っており、今後とも適正な定数管理に努めてまいりたい。

【質疑】

○聴覚障害を有する教職員が聴覚支援学校も含めて何名勤務しているのか。

・現在人数についての資料を持ち合わせていないので後日調べて回答する。

○現在40人以上の聴覚障害教職員がいることを把握している。これら教員への配慮措置をきちんと行ってほしい。校内での努力だけでは限界がある。

・支援教育課で行っている合理的配慮としては、研修受講、教科書採択選定会議、高等学校支援選抜の説明会に手話通訳を配置した。

5. 障害児学校の学級編制を適正におこなってください。

①重複障害学級の対象について、学校教育法施行令 22 条の 3 に含まれない「常時介護を必要とする」情緒障害をあわせもつ知的障害の児童生徒についても措置してください。

②生活指導をはじめとする指導の困難な知的・発達障害等の児童生徒に対する教員配置を行ってください。

【基本回答】

学級編成については標準法に基づき行うこととされており、法令の趣旨、児童生徒の障害の状況を勘案して適正に行っている。

13. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

【基本回答】

公立小中学校の施設整備については学校設置者である市町村の責任において行うこととしている。府教育委員会としてエレベーターの学校への設置について重要な課題であると考えており、今後とも市町村に対して設置を働きかけてまいりたい。

③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。

ア) 教員採用選考に障害児学級採用枠を設けるよう検討してください。

イ) 希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。

エ) 交流人事で支援学校から小中学校に移動する場合、支援学級担任もできるようにしてください。

【基本回答】

人事基本方針、人事取扱要領を定め、市町村教育委員会と連携を図り適切に行っている。

【質疑】

○中学校での臨時的採用講師の任用状況はどうなっているのか

・現在数字を持ち合わせていないので後日事務局に報告する。

④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。

【基本回答】

小中学校においては重度重複障害のある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒が増加している。市町村医療的ケア体制整備推進事業を平成 18 年度から行っており、医療的ケアを必要とする児童生徒が地域の小・中学校において学ぶことができる体制を整備するため市町村が看護師配置を行う場合、これに要する経費を補助している。昨年度と比べ 295 学級の増設を行ったところだ。通級指導教室は 222 教室を設置している。今後とも市町村教育委員会と協力しながら教育支援体制の整備、指導方法の工夫改善等を図るとともに、財政支援策について国に要望していきたい。

⑤難聴学級を増やし、難聴学級を充実してください（設備、教員配置、専門性など）。校区にかかわらず、聴覚支援学校・難聴学級の選択を、自由にできるようにしてください。とりわけ、他の障害種別を含め、転学に関しては、『学びの場』を固定なものせず、『発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知する

とともに、そのための方策を検討してください。

【基本回答】

大阪府では障害種別の学級設置に努めており、難聴学級については5学級を増設した。「就学相談支援ハンドブック」などを活用して、よりよい学びの場への変更が可能なことをはじめ、柔軟な対応についての必要性について市町村教育委員会を指導している。転学について法改正の趣旨が徹底されるよう市町村への周知に努めてまいりたい。

⑥障害児学級で学んでいる子どもたちが通常の学級で学習・生活する時間も教育条件を保障できるよう、障害児学級と通常の学級の「二重学籍」を認めるよう国に働きかけてください。障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

【基本回答】

学級編成については標準法に則り行われており、インクルーシブ教育の充実に努めている。教職員については、担任外の教員定数についても増配置しているところだ。今後とも適切な対応に努めてまいりたい。

【質疑】

○大東市内のある小学校では、4年生77人の児童のうち9名が支援学級籍で、次年度から入級の意思表示があり10人となる。入学時は4人だった。加えて学級籍はとっていないが特別な支援を要する児童は他に5名程度存在する。常に通常学級にいられるわけではなく、二重学級籍を認めることや30人を超えない少人数学級を設置するなどきちんと対応してほしい。

○支援学級籍の子どもを加えると1学年40～41人となる場合もある。

○岸和田市内の小学校では5校5学年が定数越えとなっている。

・二重学級籍は国が認めておらず法の枠内で対応せざるを得ない。障害種別の学級を設置する等の工夫によって対応している。

○障害種別学級の設置について1名だと府教育委員会のハードルが高いと聞くがどうか。

・府から「1名学級はだめだ」と言っているわけではない。市からの申し入れに沿って適切に判断している。状況について詳細にお聞きして対応している。

○市教育委員会に対して「1名で適切か」などと市教育委員会に確認することはやめていただきたい。1名設置で確実な環境が確保できるかどうかではなく、学級設置をしないことで適切な環境が確保できるかどうかを確認していただきたい。

・市町村教育委員会が適正に判断したものを粛々と審査するということだ。

○1名学級の今年度の状況はどうか

・今年度199学級となっている。

○少人数学級を導入するための試算は行っているのか。

・すべてを35人学級とすることについての試算は行っていない。

⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。泊を伴う行事に、いつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。

【基本回答】

大阪府には医療的ケアが必要な児童が多数在籍していることを踏まえ、看護師配置の一部を補助する体制整備事業を全市町村に対して実施している。今後とも実態に応じた看護師配置に努めるよう、市町村教育委員会に働きかけてまいりたい。

⑧中学校の支援学級について、教科担任制への対応などを含め、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

【基本回答】

特別支援学級の適切な運営のためにはすべての教員の協力が必要だ。学校全体の協力体制を整備するとともに、他の教員との連携を進めるよう指導助言を行っている。

14. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

【基本回答】

発達障害のある児童生徒を含む、すべての子どもにとって幼稚園・小学校・中学校にアトバイザリースタッフ（学識経験者）を派遣し、「わかる・できる」授業づくり、集団づくりの実践研究をすすめる、その成果を普及するための「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し実践研究を進めてきた。その結果を冊子にまとめ市町村教育委員会に周知している。支援学級はもとより、LD、ADHDの児童生徒を学校全体で受け入れるための体制整備、指導方法の改善、学校設備の改善を進めていく必要があると考えている。特別支援教育支援員へは地方交付税の財政措置がとられており、学習支援員を配置している市町村も増加している。市町村教育委員会と連携協力しながら、必要な財源措置を国に求めていく。

②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として、通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。

【基本回答】

通級指導教室の増設に努めてきた。今年度は222教室と聴覚支援学校3校に設置している。不登校児童における通級指導教室での対応については、他機関と連携し行うことが必要。今後とも国の動向を見極めながら拡充に向け努力していきたい。

【質疑】

○通級指導教室の設置についてすべての学校できちんと説明がされていない。222学級設置と言っているが、多いと考えているのか少ないと考えているのか。

・たくさんあればいいと思う。一教室でも採択されるよう国に求めているところだ。

③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。

【基本回答】

支援教育推進にあたり、平成19年度から全小中学校に校内委員会が設置され、コーディネーターが配置され公務分掌によりその任に当たっている。

④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。

【基本回答】

知的障害支援学校の整備については、新たな府立支援学校3校の整備をもって施設整備基本方針に基づく新校整備は完了した。今年度12校の市立特別支援学校が大阪府に移管したことに伴い、今後児童生徒の推計を行っていく予定だ。リーディングスタッフの活動が円滑に行えるよう、その活動を保障するために一日5～7時間の非常勤講師を配置しているところだ。

15. 「発達保障」の観点にたった適切な就学指導をおこなうために、府および市町村に就学指導委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、

費用の補助をしてください。

【基本回答】

就学指導・相談については、学校教育法施行令の一部改正に伴い、総合的な観点から就学先を選ぶ仕組みに変更された。保護者・本人の教育的ニーズや、専門的知識を有する者の意見を踏まえ、適切な就学指導が行われるよう努めてまいりたい。教育相談は市町村の主体性を持って行われるべきものであり、本人・保護者の意向を十分踏まえながら子どもの状況を十分に把握し、総合的な観点から就学後の継続した相談も含め実施されるよう、市町村教育委員会を指導してまいりたい。

16. 支援学校における非常災害時の食料備蓄と非常時電源の確保を早急に行ってください。

【基本回答】

防災に係る幼児・児童生徒の安全対策は重要な課題であると考えている。避難訓練の実施等にも力を入れている。災害時の備蓄品については、一時避難地、福祉避難所に指定されている学校もあり、市町村防災計画も踏まえた対応が必要と考えている。企業団体から全支援学校に備品等の寄贈もあり、昨年度はアルミひざかけ、白米、マスク等の防災用具をいただいた。今年度はLEDランタン、ライト、おしぼり、救急シート、白米、白がゆ等の寄贈をいただく予定になっている。良好な教育環境の確保整備のため非常時電源の確保についても働きかけてまいりたい。

【質疑】

○福祉避難所となっている特別支援学校はどこか。

・生野聴覚支援学校が現在調整中と聞いている。現在教育委員会として調査をかけているところだ。非常用電源については、スクールバスが代用できる場合等もあると聞いている。肢体不自由全校には配置済みだ。6月に入ってから支援教育課として調査を開始した。

○回答がまとまったところに問い合わせさせていただく。

・了解した

以上教育委員会項目

<15時～17時>

24. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。その際、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた調査を実施してください。

①幼少期や学齢期から自らの障害を正しく捕らえて、二次障害への知識・認識を正しく持つように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導（アドバイス）できるシステムを創設してください。

【基本回答】

大阪府では在宅障害児者の地域での生活を支援するため、身近な地域で相談を受けることができるよう、障害児等療育支援事業を実施している。平成24年度から障害児通所支援事業者育成事業を実施している。今後とも障害児者が幼少期から青年期まで適切な支援が受けられるよう、人材育成等の取り組みを進めていく。

児童福祉法第19条において、保健所長の役割のひとつとして「必要な療育指導」が定められている。療育指導は機能障害を招来する児童を早期発見することで二次障がいを予防することについて目的としている。府内12カ所の保健所で、保健師のコーディネートによる主治医、専門医、理学療法士、言語聴覚士による療育相談、巡回・家庭相談等を行っている。重症心身障害者、小児慢性特定疾患に関する学習会や交流会等、多方面な集団支

援を行っている。

文部科学省は特別支援教育を推進するにあたり、すべての小中学校に校内員会を設置してコーディネーターを公務分掌に位置付け巡回相談を実施している。一層の活用・保護者への周知を助言指導して参りたい。

府立支援学校では保護者とともに、個別支援計画の作成を行うほか、適切なアドバイスをを行っているところだ。校内研修を通して教職員の専門性を向上させるとともに、臨床心理士などのエキスパートを要請し、生徒の助言指導のためのコンサルテーションを行っている。

②適切な時期に適切な治療が受けられるために、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害対策を制度として構築してください。

【基本回答】

身近な地域で安心して医療が受けられるよう、地域協力医療機関のネットワークを構築している。

在職中障害者の二次障がい発生予防のためには、職場環境での配慮が不可欠だ。事業主に対して雇用分野に欠ける差別禁止・合理的配慮の提供義務について周知をしている。雇用支援ガイドを配布やセミナー開催を行っている。

【質疑】

○二次障害について共通認識を持っていただくようお願いしたい。二次障害に対応できるワーキングチームなども設けてほしい。

○42年間働いてきて昨年12月で退職した、それに伴って、頭や腰・首が痛くなって専門の意思に見てもらっているが、腰の骨がずれているといわれ、今年の秋に腰の手術を行うことになった。裕福でもない生活の中で高額医療費として返ってくるが300万円必要と言われ、困惑している。

・在職中の二次障がい予防については快晴雇用促進法で義務付けられ事業主に配慮を求め

○昨年懇談させていただいたが、今後も懇談を継続していただきたい。

・了解した

37. 就労継続支援事業における平均工賃の引き上げのためにも、障害者優先調達推進法における2015年度大阪府の実績と今年度の計画を示して下さい。また、府内各自治体についても、取扱いに差が生じないよう府として必要な措置を講じてください。

【基本回答】

平成26年度の実績は、1億5683万3823円となっている。平成27年度については、国による全国調査を受け現在照会中だ。今月中には結果をとりまとめ、大阪府ホームページに公開する予定だ。今年度目標を調達実績額が前年度を上回ることとし、関係先に働きかけてまいりたい。調達方針の策定状況は平成27年度末にすべての市町村が方針を策定した。今年度においてもすべての市町村で策定を予定している。府内市町村への働きかけについては市町村でできるだけ格差が生まれまいよう、障害者の就労支援に関するヒヤリングなど機会をとらえて働きかけてきたところだが、今後も働きかけに努める。

【質疑】

○優先調達の実績は伸びているのか。府庁内だけでなく市町村の実績は府として把握しているのか。市町村から出されている困りごとや悩みなどを把握しているか

・毎年度の調達方針を作っており、前年度以上の成果を上げていくこととしている。金額的にも工夫を重ね対応させていただいている。市町村の実績については、照会をかけており、大阪府ホームページに公開している。全国市町村平均600万円に対して大阪府では1287万円となっている。全庁対象の取り組みとなるように担当部局がどのように機能していくべきかについての悩みが多々だされている。

4 1. 障害者相談支援制度を拡充してください。

③相談支援事業の具体的役割を明確にし、各種協議会等は、行政責任で開催する仕組みとし、その運営のための独自財源措置を講じてください。

【基本回答】

相談支援体制の充実のために、有機的な連携を図ることが重要。平成26年度ケアマネ推進部会において、市町村の相談支援体制について取りまとめ、関係機関の連携方策を提案するなど、先行事例を紹介する等支援をしているところだ。障害者総合支援法に規定される協議会についてはすべての市町村に設置されたが、その運営については市町村において適切に行っていただくべきものと考えている。

【質疑】

○協議会を担っている機関相談支援センターが虐待防止も含めて多岐な業務を担わざるを得ない状況がある。協議会が実質的に機能できるような財源措置を講じていただくことはできないか。

・府内市町村でも力の入れ方に違いがある。府の自立支援協議会で市町村にも集まっていたり機会も設けている。

④他市（市・相談支援事業所）との連携が取りやすい体制を構築できるよう整備を図ってください。また障害児の場合、教育機関との連携が図れるよう周知徹底等十分な配慮を行ってください。

【基本回答】

地域移行や児童福祉施設からの退所に伴い、利用者の希望を実現するために援護の実施者と異なる支援等が必要な場合も想定される。26年度に改定した相談支援ハンドブックにおいても異なる市町村で支援をした事例を追記した。府内事業所の情報を共有できるようにするため、基幹相談支援を含む相談支援事業所等の一覧については、福祉の手引き、大阪府ホームページに掲載している。障害児支援については、初任者研修の講義において教育委員会・学校との連携の重要性について触れている。

【質疑】

○地域の小中学校との連携について、学校が相談支援事業の存在について十分に認識していない状況がある。担任との連絡・調整・情報共有ができるよう配慮をお願いしたい。ケア会議への参加なども何とか工夫できないか。

○一般相談でも他市での相談窓口が少なく、市をまたいでこられる場合もある。その後どのように当該市にお返ししていったらいいかなど、なかなか困難な状況がある。

○他市の障害者の計画相談はたてられないとの話があるが、施設入所支援など市町村間での調整を図るようにしていただきたい。

・基本的には市の判断によるものであるが、相談支援機関同士の連携が図れるよう努めてまいりたい。

○個別の事例についてご相談させていただきたい。

・了解した

5 5. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」の予算を増額してください。また、国として同様の事業を行うよう、働きかけてください。

【基本回答】

職場におけるコミュニケーション手段にとどまらず、相談へのきめ細やかな対応を行うこの事業の重要性は十分認識しており、これまでも予算の確保に努めてきた。本事業の維持推進に努めてまいりたい。国に対しても本事業を雇用促進の事業に位置づけるよう求めてまいりたい。

【質疑】

○ろうあ者の特性を理解した就労専門の相談員として独自のスキルが必要となっている。

その専門性を必要とする仕事を非常勤職員2人で担っていただいている。常勤として採用できるよう財源を確保していただきたい。

○支援プラス手話通訳の活動をしている。仕事量がとても多い。

・現在の予算を維持するのが精いっぱい状況。

○具体的な事業の内容を踏まえて予算要望するとともに国に対しても制度化を求めている。いただきたい。

56. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。

【基本回答】

晴眼者対象の養成施設の新設許可については、都道府県知事から厚生労働省に進達することとなっている。その際、認定し定員の増加を承認することが妥当かどうかの知事の意見書を、厚生労働省の認定の可否に際して参考となる書面として添付することとなっている。本府ではこれまでの申請に関しては、視覚障害者の生業としてのあんま鍼灸の営業が、晴眼者との競合が激しくなることによりその維持が困難となること等から、申請内容の審査にあたっては慎重な扱いとされたいとの意見を述べてきた。

【質疑】

○養成施設の状況について承知しているか。

・慎重な取り扱いをお願いしたいとしているのでその後の状況についても把握している。

○あはき法19条の扱いについてどのように考えているか。

・厚労省において一定の見解を踏まえ維持していることから、大阪府としてもその趣旨を深く理解したいと考えている。

58. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、奈良県橿原市の事例を参考にしながら、大阪府においても市町村が柔道整復師に対して効能の広告をしないよう調査指導できるようにするため、柔道整復、鍼灸、マッサージを取り扱う施術所の開設等の事務権限の移譲について検討してください。

【基本回答】

保険者や患者から寄せられた情報に基づき、大阪府と近畿厚生局により監査を行った結果不正・不当な請求が認定された場合は、種々のペナルティが課せられることとなっている。大阪府においては不正が明らかとなり保険診療の中止措置が課せられた件数は7件と全国最多となっている。施術所数が増加している中、療養費について平成26年度実績を過去最高の21年度と比べると84億円24パーセントの縮減となった。患者に対する啓発も重要であることから「府政だより」などを活用して啓発に努めている。府内保険者と療養費適性化検討会議を設置して国への制度改正要望も行っている。今後とも信頼される保険制度の運用にむけ不正な請求には厳しく対応してまいりたい。また大阪府では、施術所の広告適正化を図るため、広告に対する個別内容の審査を行っている。必要な場合は保険者等が事業所に赴き指導を行っている。大阪府における市町村への事務移譲については、大阪版地方分権推進制度実施要項により、市町村からの申し出により法令の制定・改正を踏まえ、市町村の事務として行うことができる場合には、市町村の同意を得て移譲が可能となる。

【質疑】

○広告の法令順守についてどう考えているか

・「橿原方式」についてあらためて確認をさせていただいたところだが、個別の方式というよりも法令順守の視点から適正な形で是正することが求められているものと考えている。

○柔道整復の受領委任払いについてどう考えているか

・法令順守は当然のことであり、守らない人たちには厳しく対応したい。反社会的勢力で

あろうがなかろうが厳しく対処してまいりたい。厚生労働省で3月29日、5月13日に検討会が開催された。保険対象の在り方等が検討されている。大阪府としては適性化検討会で検討し報告書として取りまとめ、厚生労働省保健局に届けた上でさらに内容説明を行うなどしてきた。

63. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対するガイドヘルプを選挙管理委員会の責任で行ってください。

【基本回答】

視覚障害者の選挙権行使について、音声テープの広報、点字記載冊子の作成をしている。投票所での支援として点字による名簿の提供、点字器の完備を行っている。移動が困難な方への支援については、郵便投票を視覚障害者にも拡大（点字投票含む）するよう国に求めている。

【質疑】

○郵便点字投票について国に要望いただいていることはありがたいが、すぐに実現することは困難。当面ガイドヘルパー派遣で対応することが必要だ。

・内容について勉強させていただき、あらためて返事をさせていただく。

○滋賀県東近江市では移動困難な高齢者へのタクシーでの投票所への送迎制度が創設されたと聞くが。

・どういう事例かについて確認させていただく。

64. 投票所における障害者への適切な支援を保障するため、選挙管理委員に対する障害理解の研修を行ってください。知的障害や発達障害を持つ当事者が投票に出向く際の不安を解消するため、投票の手順についてわかりやすく解説したパンフレット等を作成してください。

【基本回答】

投票所における障害者の方への適切な支援を保障するため、選挙管理委員会において障害者支援に関する事項を取り決め、その事項を着実に実施しているところだ。投票の仕方等の理解を深めていただくために、投票のしくみをわかりやすく解説したパンフレットを作成している。府内支援学校を含め小6・中3時にはこのパンフレットを配布し授業に活用していただいている。啓発事業の場などでも当該パンフレットを配布している。投票所においても障害者の方が不安なく投票できるよう案内等の改善に努めている。

【質疑】

○選挙に行くまでがとても不安。選挙公報も障害者にとってはとても難しいものとなっている。

・出前講座も行っている。

○民間での取組にも派遣していただくことは可能か。

・委員会の体制等条件が合えば可能。